

30島監第30号

平成31年3月27日

島原市議会議長 本多秀樹様
島原市長 古川隆三郎様
島原市教育委員会教育長 森本和孝様

島原市監査委員 山崎黄洋

島原市監査委員 本田順也

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

平成30年度

定期監査結果報告書

島原市監査委員

目 次

1. 監査の種別	1
2. 監査の対象部局及び実施期間	1
3. 監査項目	1
4. 監査の方法	2
5. 監査の結果	2
(1) 書類監査等の状況	2
(2) 監査結果	4
【市民部】(市民安全課)	4
(市民窓口サービス課)	5
(環境課)	5
【産業部】(産業政策課)	5
(農林水産課)	6
(しまばら観光おもてなし課)	7
(しまばらブランド営業課)	7
【教育委員会】(教育総務課)	8
(学校教育課)	8
(社会教育課)	8
(スポーツ課)	9
6. 総括	10

1. 監査の種別

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局及び実施期間

所 管 課 名		書類監査の期間	現地確認日	実地監査日	講評日
市 民 部	市民安全課	自 平成30年11月 1日 至 平成30年11月16日	平成30年12月 7日	平成31年1月21日	平成31年2月15日
	市民窓口サービス課	自 平成30年11月 1日 至 平成30年11月16日	平成30年12月11日		
	環境課	自 平成30年11月 1日 至 平成30年11月16日	平成30年12月11日	平成31年1月21日	
産 業 部	産業政策課	自 平成30年12月 3日 至 平成30年12月26日	平成30年12月21日	平成31年1月21日	
	農林水産課	自 平成30年12月 3日 至 平成30年12月26日	平成30年12月21日	平成31年1月21日	
	しまばら観光おもてなし課	自 平成30年12月 3日 至 平成30年12月26日	平成30年12月11日	平成31年1月21日	
	しまばらブランド営業課	自 平成30年12月 3日 至 平成30年12月26日	平成30年12月21日		
教育委員会	教育総務課	自 平成30年11月19日 至 平成30年11月30日	平成30年12月 7日		
	学校教育課	自 平成30年11月19日 至 平成30年11月30日	平成30年12月 7日		
	社会教育課	自 平成30年11月19日 至 平成30年11月30日	平成30年12月 7日	平成31年1月21日	
	スポーツ課	自 平成30年11月19日 至 平成30年11月30日	平成30年12月 7日	平成31年1月21日	

3. 監査項目

平成 2 9 年度分の事務の執行について監査を実施した。

- (1) 補助金等に関する事務の執行状況
- (2) 委託・請負等の契約事務の執行状況
- (3) 公金（使用料・手数料）の保管等の取り扱い状況
- (4) その他財務事務の状況
- (5) 経営に係る事業の管理（公印・文書等の取り扱い状況）

4. 監査の方法

事前に作成依頼した資料や提出された書類をもとに、法令等に基づき適正に執行されているか監査した。また、必要に応じて関係職員に質問し、回答または説明を求め、現地における確認作業を実施した。

5. 監査の結果

(1) 書類監査等の状況

○補助金等に関する事務の執行状況 …市民部、産業部

<170 事業中 33 事業を抽出>

提出された事前調査表より、市民部 11 事業・産業部 22 事業を抽出し書類監査を行った。指摘事項の集計は下記のとおりである。

□補助金等の指摘事項集計表

(件)

指摘項目	部署名	市民部			産業部				計
		市民安全課	市民窓口サービス課	環境課	産業政策課	農林水産課	しまばら観光おもてなし課	しまばらフロント営業課	
1	提出された書類に受付印が押されていない	3		1	2	4	3		13
2	補助金交付決定通知書・確定通知書に不備がある	1				2		1	4
3	申請書の提出から決定の起案まで速やかに事務が行われていない					1	1		2
4	支出負担行為日が交付決定日となっていない							1	1
5	交付申請日と事業の開始日が適正でない	1				1			2
6	添付書類に不備がある							1	1
7	事業終了後の事務手続きが遅い							1	1
8	実績報告書の提出日が要綱で定められているとおりにない			2			1		3
9	補助金額等に対して繰越額が妥当でない	2	2	1					5
10	その他					2			2
集計(課別)		7	2	4	2	10	5	4	34
集計(部別)		13			21				
補助金等の数(事前調査時)		28	5	13	25	78	11	10	170

○委託・請負等の契約事務の執行状況 …教育委員会<188 事業中 11 事業を抽出>

提出された事前調査表より、教育委員会 11 事業を抽出し書類監査を行った。
指摘事項の集計は下記のとおりである。

□委託料の指摘事項集計表

(件)

指摘項目	部署名	教育委員会				計
		教育 総務課	学校 教育課	社会 教育課	スポ-ツ課	
1 仕様書が作成されていない				2		2
2 見積書に不備がある		1		2		3
3 提出された書類に受付印が押されていない				1		1
4 業務委託執行伺において、名簿確認欄に確認者印が押されていない					1	1
5 契約締結伺書において、見積結果一覧表が添付されていない					1	1
6 契約保証金免除の適用条項が記載されていない			1	2	3	6
7 予定価格書が作成されていない			1	1	1	3
8 1者随意契約とする適用条項が記載されていない			1	2	2	5
9 業務完了日に完了通知書が提出されていない				2		2
10 検査調書が作成されていない					1	1
	集計(課別)	1	3	12	9	25
	集計(部別)	25				
	委託料の数(事前調査表)	60	27	79	22	188

○公金（使用料・手数料）の保管等の取り扱い状況 …市民部、教育委員会

調定収納事務等は規則に基づき適正に処理されていたが、収納簿の月の合計金額の誤りが見られた。また、公金取り扱いマニュアルが整備されていない課があった。

○その他財務事務の状況 …産業部

- ・出張復命書等を確認した結果、宿泊を伴う旅費等については目的を持って適切に行われており、出張者の人員も最小限であった。
- ・備品については、産業部の3品目の監査を行った。3品目とも現地で確認を行い、備品台帳への記載及び備品整理票は適正に処理されており、適切に使用・保管されていた。

○経営に係る事業の管理（公印・文書等の取り扱い状況） …全対象課

- ・島原市公印規則及び島原市教育委員会公印規則に則り、適切に保管・管理され、使用についても適正に行われていた。
 - ・文書の管理等状況については、島原市文書管理規程に基づきファイリングキャビネットを活用し執務室は整理されていた。
- また、事務用消耗品の在庫についても適正に管理されていた。

(2) 監 査 結 果

各課における監査の結果は以下のとおりである。

【市 民 部】

(市民安全課)

- ・「島原市防犯協会負担金」
協会の決算において、全体の事業費に対して繰越額が多いため検討されたい。
- ・「森岳「子どもを守る」安全運動協議会補助金」
 - ①島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める收受印が補助金実績報告書に押されていない。
 - ②補助金交付確定通知書において、補助団体名称及び確定日に誤りがあった。
 - ③補助金の交付申請を行う以前に、補助対象となる事業が行われていた。
 - ④協議会の決算において、繰越額が補助額を超えており、必要に応じて補助額を検討されたい。
- ・「交通安全活動費補助金」
島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める收受印が補助金実績報告書に押されていない。
- ・「島原市交通安全母の会連合会補助金」
島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める收受印が補助金実績報告書に押されていない。

(市民窓口サービス課)

- ・「長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会分担金」
- ・「国民年金協議会会費」

協議会の決算において、全体の事業費に対して繰越額が多いため検討されたい。

(環 境 課)

- ・「島原市保健環境連合会補助金」
 - ①島原市環境関係団体等補助金交付要綱第7条に定められた期限内に補助金実績報告書の提出がなされていない。
 - ②連合会の決算において、繰越額が補助額の約1/2を占めており必要に応じて補助額を検討されたい。
- ・「有明町海と川を守る会補助金」
 - ①島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が補助金実績報告書に押されていない。
 - ②島原市環境関係団体等補助金交付要綱第7条に定められた期限内に補助金実績報告書の提出がなされていない。

【産 業 部】

(産業政策課)

- ・「島原市シルバー人材センター運営費補助金」

島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が補助金交付申請書に押されていない。
- ・「企業立地促進・雇用創出事業奨励金」

島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が奨励金交付申請書に押されていない。

(農林水産課)

- ・「島原市認定農業者協議会運営費補助金」
補助金確定通知書において、交付決定通知書の指令番号に誤りがあった。
- ・「島原市農業振興協議会補助金」
補助金実績報告書の添付書類において、不適正な支出が2件（消耗品・食糧費）見受けられた。
- ・「元気ある担い手アクション支援事業費補助金」
島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が補助金交付申請書等に押されていない。
- ・「経営所得安定対策等推進事業費補助金」
 - ①補助金交付決定通知書において申請年度の記載誤りがあった。
 - ②補助金交付申請書の受付から交付決定までの事務処理が速やかに行われていない。
- ・「鳥獣被害防止総合対策事業補助金」
島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が補助金交付申請書に押されていない。
- ・「基礎家畜保留事業補助金」
島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が、補助金交付申請書・補助金実績報告書及び補助金交付請求書に押されていない。
- ・「畜産環境衛生保全事業費補助金」
島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が補助金実績報告書に押されていない。
- ・「緑の少年団運営費補助金」
補助金に係る剰余金が生じたにも関わらず返還処理がされていない。
- ・「活力ある海づくり事業費補助金」
補助金の交付申請を行う以前に補助対象となる事業が行われていた。

(しまばら観光おもてなし課)

- ・「がまだすリーグ・スポーツキャンプ」等誘致補助金」
 - ①島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める収受印が補助金交付申請書に押されていない。
 - ②島原市観光振興事業補助金交付要綱第 6 条では、事業完了後すみやかに実績報告書を提出するようになっているが、1 か月以上経過した後に提出されており早めに提出にされたい。
- ・「観光宿泊施設支援事業補助金」
 - ①島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める収受印が補助金実績報告書に押されていない。
 - ②補助金交付申請書の受付から交付決定までの事務処理が速やかに行われていない。
- ・「観光客誘致事業費補助金」

島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める収受印が補助金交付申請書に押されていない。

(しまばらブランド営業課)

- ・「物産流通促進事業費補助金（認定制度）」
 - ①補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書の確定日と支出負担行為決議書の起票日が一致していない。
 - ②補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書において申請日の日付が誤っていた。
 - ③補助金交付申請書兼実績報告書に添付された旅費算出表において行程日が誤っていた。
 - ④補助対象者からの補助申請が、事業終了後数か月経過した後に行われており早めに提出されたい。
- ・「香港フードエキスポ」の旅費

島原市旅費支給条例第 10 条第 2 項に定められた期限内に精算処理がなされていない。

【教育委員会】

(教育総務課)

- ・「害虫駆除業務委託料」

業務委託執行伺に添付された見積書に見積日の記載がない。

(学校教育課)

- ・「適応指導教室警備保障業務委託料」

①契約書において、契約保証金免除の適用条項が記載されていないため、契約管財課が作成している「業務委託の手引き」に定める様式を使用されたい。

②業務委託執行伺の適用条項欄において、1者随意契約とする適用条項に誤りがある。

- ・「教職員健康診断業務委託料」

「島原市契約規則第10条」(第26条準用)に定める予定価格書が作成されていない。

(社会教育課)

- ・「シルバー人材センター委託料(文化財除草清掃業務)」

①契約締結伺に添付された見積書に見積日の記載がない。

②島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が補助金実績報告書に押されていない。

③「島原市契約規則第10条」(第26条準用)に定める予定価格書が作成されていない。

④契約締結伺において、1者随意契約とする理由書が添付されていない。

- ・「保守管理業務委託料(中央駐車場パーキングシステム)」

①契約管財課が作成している「業務委託の手引き」に定める仕様書が作成されていない。

②契約書において、契約保証金免除の適用条項が記載されていないため、「業務委託の手引き」に定める様式を使用されたい。

- ③島原市契約規則第 43 条第 4 号に定められた業務完了通知書が提出されていない。
- ・「警備業務委託料（中央駐車場パーキングシステム）」
島原市契約規則第 43 条第 4 号に定められた業務完了通知書が提出されていない。
- ・「清掃業務委託料（霊丘公民館）」
「業務委託の手引き」に定める仕様書が作成されていない。
- ・「シルバー人材センター委託料（有明公民館外周除草・剪定）」
 - ①契約締結時に添付された見積書に見積日の記載がない。
 - ②契約書において、契約保証金免除の適用条項が記載されていないため、「業務委託の手引き」に定める様式を使用されたい。
 - ③契約締結時において、1 者随意契約とする理由書が添付されていない。
- ・「公民館使用料」について
収納簿の月の合計金額に誤りがあった。

(スポーツ課)

- ・「公演委託料（JFA こころのプロジェクト「夢の教室」）」
契約書において、契約保証金免除の適用条項が記載されていないため、契約管財課が作成している「業務委託の手引き」に定める様式を使用されたい。
- ・「シルバー人材センター委託料（体育施設の除草・剪定）」
 - ①業務委託執行時において、名簿確認欄に確認者印が押されていない。
 - ②契約書において、契約保証金免除の適用条項が記載されていないため、「業務委託の手引き」に定める様式を使用されたい。
 - ③「島原市契約規則第 10 条」（第 26 条準用）に定める予定価格書が作成されていない。
 - ④契約締結時において、1 者随意契約とする理由書が添付されていない。
 - ⑤島原市契約規則第 47 条に定める検査調書が作成されていない。

- ・「シルバー人材センター委託料（有明体育館、武道館の屋内清掃）」
 - ①契約締結伺において、「業務委託の手引き」に定める見積結果一覧表が添付されていない。
 - ②契約書において、契約保証金免除の適用条項が記載されていないため、「業務委託の手引き」に定める様式を使用されたい。
 - ③契約締結伺において、1者随意契約とする理由書が添付されていない。
- ・「夜間照明施設使用料」

収納簿の月の合計金額に誤りがあった。
- ・「有明の森運動広場使用料」
 - ①収納簿に記載された納入者名と市が発行した払込書兼領収書の納入者名が異なっていた。
 - ②島原市有明体育施設条例施行規則第7条に定める使用料還付請求書兼領収書が提出されていない。

6. 総 括

対象とした各部局の監査項目については、概ね適正に執行されているものと認められた。今回の定期監査を通じて、要望事項があったので次のとおり述べることにする。

(1) 補助金について

補助金については、少なからず問題点があったと言える。最も感じたことが、検証評価がほとんどなされていないということであり、履行の確認さえ表面的な処理に終わっている。それ故に、不適正な支出や剰余金が生じたものも、そのままに放置されており、また効果が曖昧な事業や繰越剰余金が多額になっているもの等に対しても、これまでどおりの予算の計上がなされている状態である。

履行の確認、効果検証については、問題意識を持って毎年度確実に行っていたきたい。そして、廃止・縮小すべきもの、新たに補助するもの等の見直しを行

い、限られた財源を効果的に配分する予算に繋げていただきたい。

なお、「平成 26 年度定期監査結果報告書」において、補助金に係る業務の簡明化・効率化を図るうえで、補助金の交付等に係る指針となるものの策定の必要性を述べたが、未だに対応がなされていない状況である。改めて、早期の策定をお願いしたい。

(2) 委託内容の検証について

1 者随意契約による委託契約が多かったが、仕様書、予定価格書、見積書が不備であるものが散見された。1 者随意契約の委託になる場合、契約が曖昧になりがちな点もあるようだが、年度更新で再契約する場合は特に、仕様書や契約内容の再確認、契約価格の査定等を確実に行っていただきたい。

委託契約全般においても、年々の状況の変動に応じ、委託することの合理性や仕様書の見直し、契約価格の適正性等、基本的な点については確実に検証していただきたい。

(3) 公金の取り扱いマニュアルの整備について

公金の取り扱いについては適正に処理がなされていたが、多数の課において公金取り扱いマニュアルが未整備であった。事故防止の観点から、各現場において管理・引継ぎ等を明示化しておく必要があると思われる。チェック機能に瑕疵が無いかなど、常に万全を求める意識で各部署に即した管理体制の構築に努めていただきたい。